

(経済産業省と同時公表)

平成27年3月9日

消費生活用製品の新規リコール情報（椅子（入浴用））の公表

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、株式会社コメリが輸入した椅子（入浴用）のリコール情報（製品交換又は返金）を以下のとおり公表します。

株式会社コメリが輸入した椅子（入浴用）を使用中、脚部の高さを調節する部分が破損し、壁に頭部を強打し、重傷を負いました。

当該事故情報は、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき、重大製品事故の報告を受け、2015年（平成27年）1月9日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたものです。（別紙参照）

同社は、事故の再発防止を図るため、本日から当該製品を含む対象製品（下記③）の製品交換又は返金を実施します。

対象製品を保有していないか御確認ください。対象製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、同社に速やかに御連絡ください。

○株式会社コメリが輸入した椅子（入浴用）について（管理番号A201400640）

①事故事象について

株式会社コメリが輸入した椅子（入浴用）を使用中、脚部の高さを調節する部分が破損し、壁に頭部を強打し、重傷を負いました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品を含む対象製品について、脚の高さを調節する部分に使用しているバネが錆びて、耐久性が不足し、破断するおそれがあることが判明しました。

これまで株式会社コメリが輸入した椅子（入浴用）について、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けた重大製品事故は、本件のみです。

②再発防止策について

株式会社コメリは、事故の再発防止を図るため、本日（3月9日）より、ウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、店舗での店頭告知及び販売特定できた消費者へのダイレクトメールの発送を行い、対象製品の製品交換又は返金を呼び掛けます。

③対象製品：品名・型番、JANコード、販売期間、対象台数

	品名・型番	JANコード	販売期間	対象台数
ア	シャワーベンチ RE 308	4920501159839	2011年 8月28日～ 2015年 2月17日	4,831
イ	シャワーベンチ背もたれ付 RE 308 L	4920501159822	2011年 8月19日～ 2015年 2月17日	6,257
ウ	シャワーベンチ背もたれ付 RE 308 L-1	4920501184633	2014年12月20日～ 2015年 1月29日	20

<対象製品の外観>

ア



イ



ウ



④事業者の対応

製品交換又は返金を実施します（2015年3月9日から受付開始）。

⑤事業者の告知

- ・ウェブサイトへの情報掲載 2015年3月9日（月）
- ・販売店での店頭告知 2015年3月9日（月）以降
- ・購入を特定できた消費者への
ダイレクトメールの送付 2015年3月9日（月）以降

⑥消費者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社コメリ お客様相談室

電話番号：0120-371-134 ※フリーダイヤル

受付時間：9時～12時、13時～17時（土・日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.komeri.bit.or.jp/>

(本発表資料の問合せ先)

消費者庁消費者安全課

(製品事故情報担当) 担 当 : 木原、後藤、清重

電 話 : 03-3507-9204 (直通)

F A X : 03-3507-9290

(株式会社コメリが輸入した椅子(入浴用)についての発表資料に関する問合せ先)

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当 : 水野、大塚

電 話 : 03-3501-1707 (直通)

F A X : 03-3501-2805

■当該リコールに係る消費生活用製品の重大製品事故

別紙

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201400640	平成26年8月10日	平成27年1月6日	椅子(入浴用)	RE308	株式会社コメリ (輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、脚部の高さ調節部分が破損し、壁に頭部を強打し、重傷を負った。現在、原因を調査中。	三重県	平成27年1月9日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故として公表していたもの 平成27年3月9日からリコールを実施